

コンテンツ利用規約

佐賀県が提供する『「23時の佐賀飯アニメ」30秒完全版(配布用 Ver.)』(以下「コンテンツ」といいます)をご利用頂くには、以下のコンテンツ利用規約(以下「本規約」といいます)にご同意頂くことが必要です。コンテンツを利用された方(以下「利用者」といいます)は、本規約の内容にご同意いただいたものとみなしますのでご注意ください。

第1条(コンテンツの利用許諾範囲)

- 1) 利用者は、コンテンツを、第2条「禁止事項」に該当する場合を除き、回数や媒体の制限なく広告宣伝や販売促進を目的とした利用を含め、利用地域と利用期限の制限なく何度でも利用することができます。ただし、第2項に掲げるコンテンツの利用については、同項に定める期限までに限るものとします。
- 2) 佐賀県は利用者に対し、全世界的かつ永続的に利用できる、譲渡不能かつ非独占的な利用権を許諾するものとします。ただし、第2項に掲げるコンテンツの利用については、同項に定める期限までに限るものとします。また、利用者は、同一のコンテンツまたは類似のコンテンツを第三者が利用し、また、利用した可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

第2条(禁止事項)

利用者は、佐賀県の魅力を広く紹介、宣伝することを目的としてコンテンツを利用し、コンテンツを以下の用途に利用することができないものとします。ただし、下記各禁止事項に該当するか否か判断がつかない場合は佐賀県政策部広報広聴課東京オフィス(サガプライズ!)までご相談ください。

- 1) コンテンツの全部または一部を営利・非営利の目的を問わず、第三者に転売、配布、譲渡、貸与、送信すること、その他第三者に使用権を譲渡し、貸与し、また担保設定すること。ただし利用者が制作した広告等の成果物を広告主に納品し、ご利用いただくことはこの限りではありません。
- 2) コンテンツの全部または一部を使用・流用して本サービスと類似のサービス、コンテンツと類似の製品の制作・販売、また、コンテンツの全部または一部を使用・流用した製品の制作・販売すること。
- 3) 各種コンテンツおよび各種サービス上のコンテンツの利用に関する諸注意に従わず、または、特定の被写体の切り抜きやトリミング、または加工・編集することなどにより、被写体の肖像権、パブリシティ権、商標権、著作権その他の権利を侵害するような利用をすること。
- 4) コンテンツの全部または一部を商標、商号、サービスマークその他商品等表示等の全部または一部に利用し、登記、登録すること。
- 5) コンテンツの被写体の名誉や信用を毀損する利用、誹謗中傷目的、その他不法な用途のためにコンテンツを利用すること。被写体が特定の宗教的、政治的信条を有するかのような誤解を与える方法で利用をすること。被写体のイメージを損なうような利用をすることや、その他、被写体に不利益可能性がある利用、またはそれに付随する広告・チラシなどに利用すること。

- 6) コンテンツおよびコンテンツの被写体となんらかの提携、協力関係にあるものと誤認を生じ、またコンテンツおよび被写体が利用者または第三者の営利活動、サービスを認知もしくは支持していると誤認を生じさせる可能性のある利用をすること。
- 7) コンテンツを公序良俗に反する目的で利用することや、公序良俗に反するか否かを問わず、ポルノ(児童ポルノを含む)や風俗産業、悪徳商法、アダルトサイト、出会い系サイト、暴力団関係などのために利用すること。
- 8) コンテンツを、佐賀県以外の産地を明記しての利用。

第3条(免責事項)

佐賀県は、コンテンツに関する品質管理には、十分留意しておりますが、以下のいずれも保証せず、かつ以下のいずれかの事由に起因して利用者その他第三者に発生した紛争および損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 1) 利用者は、コンテンツを利用する前にコンテンツの内容(画像および動画の向き、色調、コントラスト等を含みます)およびコンテンツに付されたキャプション、キーワード、説明等およびその正確性については自己の責任において確認するものとし、利用者がこれを怠ったことにより生じた損害、または、第三者との間に発生した紛争。
- 2) 佐賀県は利用者に対し、コンテンツに関して、特定目的への利用に関する商品性、合目的性および適合性を有することを保証しないものとし、それに関する第三者との間に発生した紛争。
- 3) コンテンツ利用の結果完成した各種成果物を通じて、利用者が発信または提供する情報の内容について、またそれに関して第三者との間で紛争が生じた場合や第三者に対して損害を与えた場合などにかかる損害、不利益および債務。
- 4) 利用者が本規約に違反する目的や方法でコンテンツを利用したり、佐賀県が事前に利用停止を通知したコンテンツを利用したことから発生する損害、不利益および債務。
- 5) 佐賀県のコンテンツを利用することにより発生しまたは発生しうる利用者の端末機器、通信機器、記録媒体およびソフトウェア等に対するウィルス等の影響およびデータの破損。

第4条(著作権およびその他の権利)

利用者に利用許諾されたコンテンツ(コンテンツに付された説明およびキーワードほか関連する情報を含みます)についての著作権、その他の知的財産権は、佐賀県またはコンテンツを制作した著作者に帰属するものであり、利用者に対し、これらの著作権を含むその他知的財産権が譲渡されるものではありません。

第5条(コンテンツ利用許諾の終了)

佐賀県は、利用者が以下の事項に当てはまる場合、何らの催告・通知等を要することなくコンテンツの利用許諾を取り消すことができるものとし、以後、利用者はコンテンツを一切利用することができません。この場合、利用者は佐賀県の指示に従ってコンテンツおよびその複製物の一切を破棄すると共に、かかる利用者の行為により佐賀県または第三者に生じた損害があれば、その一切の損害(訴訟費用および弁護士費用を含みます)を、利用者、または利用者が業務上コンテンツを利用された場合にはその雇用者や所属団体が賠償することに同意するものとします。

また、万一利用許諾の制限、停止、中止または終了によって利用者および第三者に生じた損害または利用者と第三者との間で生じた紛争については、理由を問わず佐賀県は一切責任を負わないものとします。

- ① 本規約に違反した場合。
- ② 佐賀県への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- ③ 佐賀県との信頼関係が失われるような行為があった場合。
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であることが判明した場合。
- ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であることが判明した場合。
- ⑥ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるときが判明した場合。
- ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者であることが判明した場合。
- ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者であることが判明した場合。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であることが判明した場合。
- ⑩ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者であることが判明した場合。
- ⑪ ④から⑩までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であることが判明した場合。

第6条(その他)

- 1) 本規約の成立、効力履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。
- 2) 本規約の条項の一部が、法令上無効であるとされた場合であっても、かかる無効とされた条項以外の本規約の各規定は、引き続き有効なものとして佐賀県および利用者に適用されるものとします。
- 3) 佐賀県が提供する各種コンテンツおよび各種サービスのご利用に関連して、利用者と佐賀県の間において問題が生じた場合には、双方誠意を持って協議するものとします。協議しても解決しない場合、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とします。

第7条(規約の改正)

利用者は、佐賀県の予告なく規約の変更があることを了承するものとします。変更後の本規約は本サイトに掲載されたときから利用者に適用されるものとします。

附 則

この規約は、令和3年3月15日から施行する。